

令和4年度事業計画

1 基本方針

昨年は、高年齢者の活躍できる環境整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となりました。また、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が終息しておらず、感染症予防策を講じつつ、会員の拡大や就業機会の確保と創出に取り組んでいかなければならない厳しい状況が継続しています。

このような中、当シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、高年齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保、生きがいの充実、社会参加の促進に努め、魅力あるセンター運営に取り組むと同時に、活力ある地域社会づくりに寄与してまいります。

就業の確保・拡大は、健全で安定した運営のために重要な課題となっています。会員が安全に安心して働ける就業場所の確保に向けて、あらゆる機会を捉え情報の収集を図り、一般家庭、事業所、行政等を対象に就業機会の開拓に努めます。

行政からの業務については、指定管理施設を始め各種業務の受注拡大を図るとともに、福祉、保育等の業務にも寄与できるように努めます。

民間からの業務については、就業会員の高齢化により、一般家庭等からの剪定及び除草作業を担う就業会員が減少しているため、人材の確保、育成が急務となっており、受注体制の整備等を図り、安定した需給バランスが保てるように努めます。

独自事業については、ふれあい農園部会、高齢者生活支援事業、喫茶もえの丘、女性会員の増加が見込める女性部会の内容の充実を図るとともに、新規独自事業の開拓を進めます。

会員の就業については、昨年度も傷害事故・損害賠償事故が発生しているため、より一層の安全就業対策の強化を図り、事故の撲滅に努めます。また、センターの啓発活動も積極的に行い、会員の拡大に力を注ぐとともに、センター運営の事務事業の効率化、合理化による財政基盤の安定を図り、健全で安定した事業運営の推進を図ります。

2 事業実施計画

(1) 事業の普及啓発

センターの仕組み、事業内容を市民、市内事業所等に広く啓発するため、次の施策を行います。

- ア 「シルバーだより」を年2回、市広報紙に折り込み、市内全世帯へ配布します。
- イ 10月に「事業普及啓発促進月間」及び「会員・就業拡大月間」を実施し、事業所等への訪問啓発及びセンターの啓発看板やチラシ等を作成し、就業受注及び会員募集を推進します。
- ウ 行政主催等のイベント（フェスティバル、商工祭、老人クラブの定例会等）に、女性部会、木工部会及びふれあい農園部会が積極的に参加しセンター事業の啓発を推進します。
- エ センターの活動状況を、随時マスメディアへ情報提供するとともに、ホームページを適宜更新し充実を図ります。

(2) 会員の入会促進

シルバー事業の拡充、発展のため、第3次5か年事業計画に基づく会員数の目標を達成するため、次の施策を行います。

- ア 北名古屋市循環バス車内及び公共施設に、会員募集広告を掲出します。

- イ センターの機関紙「シルバーだより」及び市広報紙に随時会員募集を掲載します。
- ウ 「会員1人新規1人確保」運動を展開するとともに、「仕事、会員紹介カード」を引き続き実施します。
- エ 定例の入会説明会を、毎月第3水曜日に開催するとともに、高齢者の就業相談を行います。
- オ 市等主催の各種イベント（フェスティバル、商工祭等）で、会員の入会勧奨を行います。
- カ 老人クラブ、社会福祉協議会など関係組織、団体と連携を図り、会員の入会案内を行います。
- キ 会員の退会抑止を図るため、ゴールド会員制度等を引き続き積極的に行います。

(3) 就業機会の拡大

一般家庭、事業所及び公共団体に高齢者の就業に適した仕事の提供を広く働きかけるとともに、地域のニーズに合った独自事業等を

拡大し、より多くの会員に就業機会を提供できるよう、次の施策を行います。

- ア 業務運営委員会による市内事業所の訪問啓発等を行い、就業開拓を積極的に行います。
- イ 公共事業（委託業務等含む。）の発注項目、件数の増加を、行政に要望していきます。
- ウ 「ふれあい農園部会」では、会員の就業拡大と地産地消を進めます。
- エ 「喫茶もえの丘」では、ふれあい農園部会及び女性部会との連携によりさらなる充実を図ります。

- オ 「女性部会」と「木工部会」の事業拡大を支援します。
- カ 「高齢者生活支援部会」の事業拡大を支援し、地域に密着した運営を行います。
- キ 行政が実施する「市民主体型訪問サービス事業」及び「空き家等対策事業」への就業機会の拡大に努めます。
- ク 毎月発行の「シルバーニュース」を、有効活用し就業機会の拡大に努めます。
- ケ 会員の就業相談会を行い、ニーズに合った就業機会を提供します。

(4) 適正就業の推進

公益社団法人として、法令遵守を第一に適正就業に努め、安心して働ける環境づくりを推進できるよう、次の施策を行います。

- ア 臨時的かつ短期的な雇用による就業、及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の提供に努めます。
- イ より多くの会員が就業できるよう、多業種にわたる魅力ある就労先の就業開拓に努め、未就業者の就業機会の確保に努めます。
- ウ 就業内容の適正化、確実性等を図るため、就業に応じた各種講習会を開催します。

(5) 安全就業の推進

センター事業の就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を目指し、感染症予防策を徹底し、会員一人ひとりの安全意識を高めるため、次の施策を行います。

- ア 7月、1月を「安全就業強化月間」に指定し、期間中、安全意識の高揚と安全就業の普及啓発活動を行います。
- イ 就業現場の安全パトロールを、4回以上実施します。
- ウ 熱中症予防について、情報提供を行います。

- エ 安全標語の募集を行い、安全意識の啓発、高揚を図ります。
- オ 運転業務による事故が増加していることから、運転に従事する会員に年齢制限を設け、事故防止を推進します。
- カ 「シルバーニュース」等に事故情報、季節に合わせた安全就業情報等を掲載します。
- キ 事故発生の場合は、安全保健委員会による「事故防止調査」を行い、再発防止策を進めます。
- ク 会員の過失割合の大きな損害賠償事故の場合は、再発防止等のため、ペナルティ制度を適用します。
- ケ 就業途上の安全向上のため、自転車を利用する会員にヘルメットを着用するよう啓蒙します。

(6) 北名古屋市施設の管理運営

行政より指定管理者の指定を受けた施設（高齢者活動センターしあわせの家、同ふれあいの家）は、適正な施設管理、高齢者の生きがい活動の場及び地域社会との交流の場となるように、行政と連携を図り運営します。

(7) シルバー派遣事業の推進

愛知県シルバー人材センター連合会が実施主体（派遣元事業主）である労働者派遣事業について、センターを実施事業所として次の施策を実施します。

- ア 請負ではできない就業（就業先で指揮や命令を受けて行う就業等）は、派遣事業とし、就業形態の適正化を行います。
- イ 市内事業所等の就業開拓を積極的に行います。

(8) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を行います。

(9) ボランティア活動の推進

行政等主催のごみゼロ運動、合瀬川等の清掃活動、小学校への講師派遣等に参加するとともに、会員互助会が行う地域ボランティア活動を支援し、地域社会に貢献します。

(10) 組織の充実強化

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の実現に向け、理事会、各種委員会、地域班、職群班の組織活動の充実と活性化に努めるとともに、会員の自主運営による会員互助会を積極的に支援し会員の親睦、交流を図ります。

また、センター事務・業務をより円滑・効率的に遂行するため、組織や職務内容の改善・検討に努め、事務所の執務環境の整備・改善を図ります。